

平成21年1月7日

## 「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」（第3回） 議事概要について

文化庁では、内閣府、消防庁及び国土交通省と共同で、重要文化財建造物の総合防災対策検討会（第3回）を開催し、以下のとおり議事概要を取りまとめましたので、公表いたします。

### 1. 検討会の概要

日 時：平成20年12月24日（水）15：00～17：30

場 所：中央合同庁舎第7号館共用会議室1（903）

出席者：土岐座長、落合委員、小出委員、小林委員、後藤委員、坂本委員、  
関沢委員、西委員、長谷見委員、室崎委員、大窪立命館大学教授、  
平井京都府文化財保護課副課長、浦野京都市消防局予防部長、  
今西奈良県文化財保存課長補佐、  
山下奈良市消防局災害対策室予防課文化財防災官  
大森内閣府政策統括官（防災担当）、田口内閣府官房審議官（防災担当）  
池内内閣府参事官（地震・火山対策担当）、木原消防庁予防課長、  
大和文化庁参事官（建造物担当）、  
高橋国土交通省都市・地域安全課長 他

### 2. 議事概要

6府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に所在する重要文化財建造物を対象とした周辺市街地及び防災設備等の現状についてのアンケート調査結果、モデル地区における調査内容及び重要文化財建造物の総合的な防災対策のあり方について、事務局より説明を行った後、各委員にご議論いただいた。委員からの主な意見等は下記のとおり。

○アンケート調査結果等から最近の10年間における文化財の火災の原因としては、放火が最も多いことが示された。地震火災に対応して整備する防災施設は、地震時以外にも使用できることが重要である。

○延焼シミュレーションについては、遠方から出火すると延焼前面面積が大きくなる等、条件設定によっては異なる結果が出るということにも注意する必要がある。

○初動の対策を考える上で、出火から延焼評価温度に達するまでの時間も重要である。

また、重要文化財そのものだけではなく、近隣の大規模な伝統的木造建造物群も含めて都市全体で検討する必要がある。

- モデル地区における現有の設備については、耐震性が確保され、かつ、水利が確保されていれば地震時に効果があることが実証されたことは重要である。それゆえに設備の耐震化は重要である。
- 重要文化財建造物を地震火災から守るための対策は、基本的には市町村等が主体的に取り組んでいくものであるが、文化遺産を多く有する自治体においては、自治体だけで文化財の防災対策を支えることはできない。自治体の財政負担を軽減する方策を検討するべきである。
- 自治体が主体となって防災計画を立て、補助事業も活用しながら防災対策を進めるとともに、自主防災組織の人材の育成などを支援する制度を検討することが必要である。
- 文化遺産を地震火災から守るためには、制度的要件を整えることも重要である。危険度の高い地区については、防災の観点からの規制もあり得るのではないかと。規制と支援をセットで考える必要がある。
- 防災水利の配管等についても、支援制度の充実を図るべきではないか。
- 文化遺産の火災の主たる原因である放火に関しては、防犯対策も重要である。この面では侵入監視センサー等別途考えるべき対策がある。このようなことについても、警鐘を鳴らす必要がある。
- 地震時の火災の発生を減らす対策を進めることにより文化財の焼失リスクもかなり軽減される。文化財の周辺地域の建物への感震ブレイカーの設置の推進などにより、地震時の火災の発生を抑える対策も有効である。
- ドレンチャー、消火設備等の防災施設の耐震化も必要である。
- 地域コミュニティの防災力を高める仕組みを支援メニューに入れることも考えられる。
- 周辺火災のリスクの高い地域については、延焼を遮断するオープンスペース等を確保するために、周辺地の買い取り等を行ったかどうか。
- 消防水利を確保するための検討も重要である。
- 地域の持つ特性に応じて各種の手段を組み合わせた防災対策を検討することにより、より実地的な防災対策を示すことが可能ではないか。
- 局所的な防火対策でも大きな効果を持つケースがあることが火災のシミュレーションで示せる場合もある。ソフト面も含めて戦略的防災対策を立てることが重要である。
- 伝統的な防火対策や耐震対策に学ぶことも必要である。
- 地域住民に、文化財の位置やその価値を平時から認識してもらうことが重要である。

そのためには丁寧な情報発信が必要である。

- 関係省庁の現行の制度の枠組みの中で支援できることを整理するとともに、不十分なところを補完する方策について提言することが重要である。

### <その他>

- 本検討会では、モデルケースでの検討結果を裏付けとしながら、文化遺産の防災対策に関する事業や制度のあり方を検討し、提言していくことを確認した。
- 次回の検討会までに重要文化財建造物の所有者あるいは地方公共団体の支援に資する現行制度を整理し、今後さらに改善を要する事項について議論することとした。

<担当> 文化庁文化財部参事官（建造物担当）

震災対策部門 長谷川直司（内線3146）

整備活用部門 長尾 充（内線2798）

電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-2792（直通）